

## 熊本県県有林 J-VER 販売要領

(趣旨)

第 1 条 本要領は、熊本県が県有林で取得したオフセット・クレジット（以下「県有林 J-VER」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者、団体等へ販売することに関して必要な事項を定める。

(購入者の募集)

第 2 条 県有林 J-VER の購入者（以下「購入者」という。）の募集は、原則として県ホームページにより行う。

2 県有林 J-VER の販売は、熊本県が保有する数量の範囲内で行うものとし、県ホームページに販売募集量の合計を掲載する。

(販売予定単価・数量)

第 3 条 県有林 J-VER の販売予定単価は、別に定める。

2 最低販売量は 1 トン (t-co2) とし、1 トン (t-co2) 単位で販売する。

(購入の申込み)

第 4 条 県有林 J-VER の購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、申請書類（様式第 1 号から第 4 号まで）を、持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法により、知事に提出する。

ただし、次に掲げる事業者、団体等は対象外とする。

- (1) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者、団体等
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある事業者、団体等
- (3) その他本事業の適正な実施ができないと認められる事業者、団体等

2 知事は、前項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、資料の提出を求めることができる。

(売買契約の締結)

第 5 条 知事は、前条の規定による申込みがあった場合は、先着順に当該申込みの内容を審査のうえ、購入希望者と売買契約（別記様式第 5～7 号）を締結する。

(売買代金の納付)

第 6 条 購入者は、県有林 J-VER の売買代金を、知事が指定する期日までに、知事が発行する納入通知書により納入する。

(県有林 J-VER の移転・無効化)

第7条 知事は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、J-クレジット登録簿の操作により県の保有口座から購入者が指定する口座へJ-VERの移転手続を行うものとする。

2 購入者が口座を保有しない場合及び口座を指定しない場合は、県がJ-クレジット登録簿上のクレジットについて無効化を行うため、J-クレジット制度事務局に対して無効化を申請する。

(裁判管轄)

第8条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、熊本県熊本市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第9条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、知事と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年9月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月25日から施行する。